

参議院労働委員会會議録第五号

平成五年四月十五日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

岩崎 純三君

補欠選任

矢野 哲朗君

出席者は左のとおり。

委員長 田辺 哲夫君

理事 大木 浩君

星野 朋市君

庄司 中君

笹野 貞子君

委員 佐々木 満君

坪井 一字君

平井 卓志君

矢野 哲朗君

清水 澄子君

篠崎 年子君

浜本 万三君

三石 久江君

武田 節子君

中西 珠子君

足立 良平君

吉川 春子君

国務大臣 村上 正邦君

労働大臣 村上一正君

政府委員 労働省職業安定局長 齋藤 邦彦君

事務局側

常任委員会専門員 佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田辺哲夫君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。本日、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として矢野哲朗君が選任されました。

○委員長(田辺哲夫君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。村上労働大臣。

○国務大臣(村上正邦君) ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、それぞれ駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、特別な就職指導の実施、職業転換給付金の支給等各般の施策を講ずることにより、その再就職の促進と生活の安定に努めてまいりましたが、これら二法は、前者が本年五月十六日限りで、また後者が本年六月三十日限りで失効

することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても国際情勢の変化に伴いなおその発生が予想されますので、政府といたしましては、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を今後とも引き続き実施する必要があり、そのための案を中央職業安定審議会にお諮りして、その答申に基づきこの法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成十年五月十六日までとすることであり、

第二に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成十年六月三十日までとすることであり、

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田辺哲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後一時四十分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、労働基準法改正に関する請願(第七三〇号)
- 一、トラック運輸における長時間労働一掃に関する請願(第七三四号)
- 一、労働基準法改正に関する請願(第七五五号)

(第七九二号)

第七三〇号 平成五年三月十九日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久八ノ二九ノ九 東年則 外百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三四号 平成五年三月十九日受理

トラック運輸における長時間労働一掃に関する請願

請願者 静岡市下川原一ノ七ノ一五 加藤靖子 外百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七五五号 平成五年三月二十二日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野二ノ二五ノ二 根本義暉 外百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七九二号 平成五年三月二十五日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四 永嶋智恵子 外二名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

四月六日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法改正に関する請願(第九一八号)(第九三三号)

一、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一四号)(第九四二二号)(第九四三三号)(第九四四四号)(第九四五五号)(第九四六六号)(第九四七七号)(第九四八八号)(第九四九九号)(第九五〇〇号)(第九五一一号)(第九五二二号)(第九五三三号)(第九五四四号)(第九五五五号)(第九五六六号)(第九五七七号)(第九五八八号)(第九五九九号)(第九六〇〇号)(第九六一一号)(第九六二二号)(第九六三三号)(第九六四四号)(第九六五五号)(第九六六六号)(第九六七七号)(第九六八八号)(第九六九九号)(第九七〇〇号)(第九七一一号)(第九七二二号)(第九七三三号)(第九七四四号)(第九七五五号)(第九七六六号)(第九七七七号)(第九七八八号)(第九七九九号)(第九八〇〇号)(第九八一一号)(第九八二二号)(第九八三三号)(第九八四四号)(第九八五五号)(第九八六六号)(第九八七七号)(第九八八八号)(第九八九九号)(第九九〇〇号)(第九九一一号)(第九九二二号)(第九九三三号)(第九九四四号)(第九九五五号)(第九九六六号)(第九九七七号)(第九九八八号)(第九九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一一号)(第一〇〇二二号)(第一〇〇三三号)(第一〇〇四四号)(第一〇〇五五号)(第一〇〇六六号)

第九一八号 平成五年三月二十六日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四 増賀美津子

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第九三二号 平成五年三月二十六日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺西杉宮町三九 六渡正毅 外百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第九三五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市四倉町東四ノ二 一ノ一 長谷川共見 外五百九十九名

紹介議員 会田 長栄君

今日、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業は、国民生活において重要な役割を担い、高い評価を受けている。しかし、そこで働く私たちの労働条件の現状は、他産業に比較して大きな格差を余儀なくされており、公共交通や運輸者育成に携わる労働者にふさわしいとはいえない状態に置かれている。そのことが、私たちの生活からゆとりを奪い、健康を損なう事態を生じたり、さらには、職場の労働者不足と急速な高齢化を招き、産業の将来をも危うくさせている。こうした状況は、適切な輸送力の確保並びに交通安全を実現していく上からも放置することはできない。公共交通機関として利用者ニーズにこたえ安全輸送で良質な輸送サービスを提供していくため、あるいは優良な運輸者育成のためには、社会的水準の労働条件を確立することが何よりも重要である。ついては、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件の改善のため、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、ハイヤー・タクシー、観光バス事業者に対し、労働基準法など労働諸法規並びに「自動車運転者の労働時間等の改善基準」を遵守するよう監督・指導を徹底すること。
- 二、ハイヤー・タクシー、観光バス労働者に対する週四十四時間労働制を完全実施させること。また、中小事業所における有給休暇の最低付与

日数十日への早期達成を強力に指導すること。労働時間短縮に当たっては、賃金・労働条件の低下を来すことのないよう指導するとともに、環境整備のための行政施策を講ずること。

三、法定労働時間の短縮を踏まえて、「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の見直しを促進し、拘束時間規制についても短縮を行うこと。

また、拘束時間の超過、隔日勤務における運動など悪質な違法行為に対しては厳格な措置を講ずること。

四、ハイヤー・タクシー労働者に対するリース、オール歩合(累進性の疑義の強い完全な出来高払)など刺激的な賃金支払方法を禁止し、基本給中心の賃金体系に改善させること。

五、最低賃金法第十六条の四に基づきハイヤー・タクシー運転者を対象とする産業別最低賃金を創設すること。

六、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業におけるアルバイトなど違法な雇用形態を解消させるとともに、労働条件改善による労働力確保のための対策を講ずること。

七、「六十歳定年法」に基づき、その未達成企業に対する監督・指導を徹底し、指導に従わない企業に対しては同法に基づき必要な措置を採ること。

八、自動車運転者並びに自動車教習所指導員を労働者派遣法の適用対象としないこと。また、自動車の運転・運行にかかわる請負を装った職業安定法第四十四条違反行為の実態を徹底調査し、その根絶を行うこと。

九、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、ハイヤー・タクシー事業者に対しその適用について指導を行うこと。

十、中央労働基準審議会が昭和六十三年十月七日に報告した趣旨に基づき、自動車運転者の労働条件改善、事業の公正競争確保等を目的とする「公・労・使・利」構成の審議機関を中央・地方に設置すること。

第九三六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市平中神谷字細田四〇 佐藤松男 外五百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九三七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市四倉西三ノ二ノ一六 小野塚叔子 外五百九十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九三八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県郡山市三穂田町川字新田五 影山清人 外五百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九三九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県郡山市台新一ノ一九ノ一 大越光幸 外五百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県郡山市神明町一七ノ一一 庭山進 外五百九十九名

紹介議員 既 正敏君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市桜ヶ丘四ノ三八

木田佳廣 外五百九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市桜ヶ丘四ノ三八

木田友子 外五百九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜岡小名一ノ六一

秋山好二 外五百九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市桜ヶ丘四ノ三八

木田真澄 外五百九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜下神白字網

取一四三ノ八 高田定紀 外五百九名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜字中原三ノ九

水瀬良夫 外五百九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市金山町月見台五一ノ一四

大平博 外五百九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九四九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市好間町北好間字権

現堂九二 岡部勝美 外五百九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

請願者 福島県いわき市小名浜中坪二四
須藤友子 外五百九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯本町上川一ノ二〇

根本幸 外五百九名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御厩町一ノ八

大森一男 外五百九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯本町高倉七

池田和子 外五百九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷白水町広畑五

三 藤村ヨシエ 外五百九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 福島県いわき市遠野町入遠野字久保目三〇ノ三 佐藤近幸 外五百九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷内町堤田九五

ノ二 芳賀千里 外五百九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市好間町下好間字叶

田一五 吉野芳枝 外五百八名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市好間町下好間字叶

田一五 吉野秀三郎 外五百八名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九五九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐下湯長谷町一

ノ三 吉田征男 外五百八名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐関船町諏訪下一五ノ四 根本哲男 外五百八十八名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷内町桜本四〇大輪安男 外五百八十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市桜ヶ丘二ノ二二土佐猛 外五百八十八名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐下湯長谷町三ノ五八 岡部豊 外五百八十八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐下湯長谷町三ノ五八 岡部補子 外五百八十八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府守口市文園町五九 池田佳哲 外五百八十八名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府守口市寺方元町五ノ一七中尾正治 外五百八十八名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府都島区友洲町一ノ三 松井晋一 外五百八十八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府旭区中宮一ノ二ノ二四 前川義三 外五百八十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九六九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇 一 松原昭宏 外五百八十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府西区北堀江三ノ六ノ六ノ二〇三 馬瀬勝巳 外五百八十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府摂津市昭利園五ノ一五 永友直 外五百八十八名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府旭区大宮四ノ一ノ一 錦織弘 外五百八十八名

紹介議員 谷本 熾君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府東大阪市小阪二ノ一九ノ一 竹田重行 外五百八十八名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市岡山手町二ノ三三ノ一二 松浦加奈代 外五百八十八名

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾元町三ノ四三ノ一〇 本田岳人 外五百八十八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市岡山手町五ノ一 村上重由美 外五百八十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市中振三ノ三三ノ四 岩越誠 外五百八十八名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺本町二ノ三 三 木村昌 外五百八十八名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九七九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉面取町二ノ三ノ

三 佐々木みゆき 外五百八名
紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八〇号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井ヶ丘二ノ四二
二ノ五〇二 古賀昭二 外五百八名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八一号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市楠根南町二四ノ一
八 向山一裕 外五百八名

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八二号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府門真市幸福町一七ノ二
木 村卯雄 外五百八名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八三号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府枚方市牧野本二ノ三ノ二〇
南早苗 外五百八名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八四号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府門真市神島四五〇ノ五
田 中敏 外五百八名

労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府守口市菊水通一ノ二六 吉 武清孝 外五百八名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八五号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府門真市神島四五〇ノ五
田 中敏 外五百八名

紹介議員 淵上 貞雄君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八六号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府守口市金下町一ノ二 大槻 博二 外五百八名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府守口市大久保町五ノ一五ノ一 佐近利通 外五百八名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八八号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府都島区毛馬町二ノ一ノ一
三ノ一、〇〇五 説田潔 外五百八名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九八九号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府吹田市岸部中三ノ一六ノ三
二 浦田勝良 外五百八名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九〇号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府北区長柄東三ノ二ノ四ノ九
〇七 大久保昇造 外五百八名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九一号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府東大阪市宝町一ノ二一 河 野清一 外五百八名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九二号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府旭区新森六ノ一〇ノ一ノ二
一二 加藤直人 外五百八名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九三号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府旭区新森六ノ九ノ一
二 伊藤博 外五百八名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九四号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府摂津市別府二ノ一九ノ八
平本義則 外五百八名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九五号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府都島区都島本通三ノ二ノ二
四 左官孝敏 外五百八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九六号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町四ノ五ノ七ノ二〇四 林訂城 外五百八名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府旭区新森二ノ四ノ二ノ三
〇一 中田清治 外五百八名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九八号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府城東区東中浜三ノ八ノ一
楠隆司 外五百八名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第九九九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府北区長柄東二ノ一ノ二四ノ六一八 福岡敏雄 外五百八名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町二ノ一六ノ一進一 外五百八名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ七ノ五〇山中国夫 外五百八名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府城東区関目二ノ一八 杉浦満 外五百八名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府都島区都島南通二ノ一一ノ二二 福清一 外五百八名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷高坂一 安斉義雄 外五百八名

紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府旭区清水四ノ一一ノ三戸田秀明 外五百八名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県いわき市好間町北好間字上野九二ノ一三 養幸次 外五百八名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

平成五年四月二十七日印刷

平成五年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局